○経済産業省告示第九十五号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十四年四月十二日

経済産業大臣　枝野　幸男

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

1　登録認証機関の名称　財団法人全国タイル検査・技術協会

2　登録更新年月日　平成二十四年三月六日

3　登録認証機関の所在地　愛知県名古屋市東区代官町39番地18号

4　登録の区分　A（土木及び建築）

5　認証を行う事務所の名称及び所在地

財団法人全国タイル検査・技術協会

愛知県名古屋市東区代官町39番地18号

○国土交通省告示第四百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十二日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

雄勝川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県湯沢市上院内

字新雄勝　二〇五番　一号

二〇六番　二号

一一番　五号

字八丁新町　六四番二　三号及び十四号

五九番二　四号、八号及び九号

五四番二　六号及び七号

六二番二　十号及び十一号

六三番二　十二号及び十三号

六九番二　十五号及び十六号

○国土交通省告示第四百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十四年四月十二日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

雄勝川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十九年建設省告示第千四百四十九号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱五号と六号を結んだ線から標柱一号と十六号を結んだ線までの区間の土地の区域

秋田県湯沢市上院内

字新雄勝　二〇五番　一号

一一番　五号

字八丁新町　五四番二　六号

六九番二　十六号

○国土交通省告示第四百四十六号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月二日付けで同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人として次の法人を指定したので、同法第十八条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月十二日

国土交通大臣　前田　武志

一　名称

住宅保証機構株式会社

二　住所

東京都港区芝五丁目二十九番十四号

三　保険等の業務を行う事務所の所在地

イ　東京都港区芝五丁目二十九番十四号

ロ　大阪府大阪市中央区今橋三丁目一番七号

ハ　宮城県仙台市青葉区中央三丁目一番二十二号

ニ　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十六番八号

ホ　広島県広島市中区基町十三番十三号

ヘ　福岡県福岡市中央区天神二丁目七番二十一号

四　保険等の業務の開始の日

平成二十四年四月二日

○国土交通省告示第四百四十七号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第二十九条第一項の規定により、同法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人である財団法人住宅保証機構について、次のとおり保険等の業務の全部の廃止を許可したので、同法第二十九条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月十二日

国土交通大臣　前田　武志

一　名称

財団法人住宅保証機構

二　住所

東京都港区芝五丁目二十九番十四号

三　保険等の業務を行う事務所の所在地

イ　東京都港区芝五丁目二十九番十四号

ロ　大阪府大阪市中央区今橋三丁目一番七号

四　廃止の日

平成二十四年四月二日

○国土交通省告示第四百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十二日

国土交通大臣　前田　武志

別表の二の項指定確認検査機関の名称欄中「財団法人」を「一般財団法人」に改め、別表の四の項指定確認検査機関の名称欄中「財団法人」を「一般財団法人」に改め、別表の五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「野田三丁目一番一号」を「新屋敷一丁目一番十八号」に、「水道町」を「中央区水道町」に改め、別表の八の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「京浜」を「神奈川」に改め、別表の十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「四丁目三番三十号」を「一丁目一番一号」に改め、ヨをタとし、へからカまでをトからヨまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　東京渋谷事務所　東京都渋谷区渋谷一丁目十六番九号

別表の十四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「紙敷字向堀込一三五番地二」を「東松戸一丁目三番地の四」に、「関西地区事業所」を「関西地区出張所」に、同項指定をした日欄中「平成十九年」を「平成二十四年」に改め、別表の十六の項住所欄及び確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「小町二番三十号」を「三川町七番一号」に改め、別表の十八の項住所欄及び確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「五番町四番地五」を「九段北一丁目八番十号」に改め、別表の二十の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中リをヌとし、ハからチまでをニからリまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目四番十九号

○海上保安庁告示第百二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三八度五三分一七秒東経一四三度二一分四四秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三八度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三八度九分三秒東経一四二度二六分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三八度四分五六秒東経一四二度五四分五八秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三七度九分五七秒東経一四二度四分五九秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三五度三〇分九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十四年四月十八日から平成二十四年五月八日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第十四号（平成二十四年四月六日発行）により通報

○防衛省告示第九十二号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十二日

防衛大臣　田中　直紀